

大臣指定の職場適応援助者養成研修の実施方法等に係る現行の要件

1. 総研修時間

42時間以上(うちモデルカリキュラムに定めた内容に関する研修時間は38時間以上)

2. 研修日程

研修日程を連続して行わない場合は、全日程が1年以内に終了するよう設定すること。

3. 研修実施方法

職場適応援助者養成研修においては、講義、演習、事例研究及び実習(通信教育を除く。)を行うこと。

- 講義…習得すべき事項に関する説明を十分に行った上で、事例を用いて具体的な説明を行う等、実践的な内容となるよう工夫すること。
- 演習…全ての受講者が主体的に参加できる模擬的实践(実技)を行うこと。
- 事例研究…障害種別の事例、成功事例又は失敗事例等、複数の事例を用い、具体的な援助の内容が理解できる内容とすること。
- 実習…実際に職場適応援助者による援助が行なわれている事業所又は障害者の雇用管理に関して十分な実績のある事業所において実地の研修を行うこと。

4. 講師

- ・カリキュラムの各科目に応じた講師の要件は別表のとおり。
- ・複数人の体制をとることにより客観性を確保すること。

5. 研修カリキュラム

- ・訪問型・企業在籍型の区分に応じ、それぞれ次に掲げる要件を満たすこと。
- ・それぞれのカリキュラムの科目中、その内容が相互に共通する科目又は双方の視点を取り入れることが効果的であると考えられる科目については、合同の研修を行うことができる。このとき、合同で研修を行う科目は、一方に関する内容に偏らないよう留意するとともに、それぞれのモデルカリキュラムで定められた内容、時間等を下回らないものとする。
- ・受講生のレベルや地域の実情等に応じてモデルカリキュラムに掲げる科目以外の独自の科目を設定することもできるが、当該科目が研修の目的に合致し、かつすべての受講生に有益な内容であると認められる場合に限られるものとする。

講師の要件

	講師の要件	訪問型科目	企業在籍型科目
1	職業リハビリテーションに関し学識経験を有する者であること	①職業リハビリテーションの理念 ②就労支援のプロセス	①職業リハビリテーションの理念 ②就労支援のプロセス
2	職場適応援助者による援助に関し学識経験を有する者又はこれに準ずる者であること	③訪問型職場適応援助者の役割	③企業在籍型職場適応援助者の役割
3	当該障害の特性及び職業的課題について学識経験を有する者であること	④障害特性と職業的課題	④障害特性と職業的課題
4	障害者雇用施策及び労働関係法令等に精通している者	⑤就労支援に関する制度	⑤就労支援に関する制度
5	事業所における障害者の雇用管理に関し実務経験を有する者であること	⑥職場における雇用管理 ⑦企業文化の理解	⑥職場における雇用管理
6	障害者就労支援に携わる福祉施設における実務経験を有する者または社会福祉制度に関し学識経験を有する者であること	-	⑦社会福祉の現状
7	課題分析の理論に精通し、作業指導に関し3年以上の実務経験を有する者又はこれに準ずる者であること	⑩職務分析と作業指導	⑩職務分析と作業指導
8	障害者の就労支援に関し3年以上の実務経験を有する者又はこれに準ずる者であること	⑬地域における関係機関の役割とネットワークの活用 ⑭ケアマネジメントと職場定着のための生活・家族支援	⑬地域における関係機関の役割とネットワークの活用 ⑭ケアマネジメントと職場定着のための生活・家族支援
9	訪問型職場適応援助者及び企業在籍型職場適応援助者として実施した援助の日数の累積が240日以上である者又はこれに準ずる者であること	⑨企業へのアプローチと事業所における調整方法 ⑩事業所での支援方法の基礎理解 ⑫支援記録の作成 ⑯事業所における職場適応援助者の支援の実際	⑨事業所内における調整 ⑩事業所での支援方法の基礎理解 ⑫支援記録の作成 ⑯事業所における職場適応援助者の支援の実際
10	職業リハビリテーション業務に精通し、職場適応援助者による援助に関し学識経験を有する者又はこれに準ずる者であること	⑧アセスメントの視点と支援計画に関する理解 ⑮ケースから学ぶジョブコーチ支援の実際	⑧アセスメントの視点と支援計画に関する理解 ⑮ケースから学ぶジョブコーチ支援の実際